

住居確保給付金の注意点

- 1 支給期間は3か月ですが、受給中に就職活動要件を誠実に満たし、かつ、延長等の申請時において、対象者の要件を満たしている場合は、3か月間の延長が2回まで可能です。
- 2 基準額以上の収入がある場合は、家賃額の一部支給となります。また、基準額まで収入が下がった時点で変更申請することにより家賃額満額の支給が可能となります。
- 3 住居確保給付金の支給額は、家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があります。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があります。
- 4 住居喪失者については、入居する住宅は住宅扶助基準額以下の家賃に限ります。住居喪失のおそれのある者については、住宅扶助基準額を超える家賃額であっても対象となりますが、支給額は住宅扶助基準額が上限となり、自己負担が発生します。
- 5 申請月以降の家賃額を支払うものですので、滞納した家賃へ充当することはできません。